

司会(阿部主幹)

まだ定刻前でございますのでもう少しお待ちいただきたいと思ひます。

この間に配付資料のご確認をお願いしたいと思ひます。

まず、本日の次第、出席者名簿、席次表、3枚でございます。その次に、資料1番目といたしまして総合計画見直し検討部会における審議経過、2番目が総合計画の改定スケジュール、3-1が総合計画審議会委員からの意見対応方針、3-2がパブリックコメントの概要について、3-3が地域懇談会の概要について、4-1が福島県総合計画改定素案の概要でございます、A3の1枚紙でございます。その下の4-2ということで総合計画改定素案の本体でございます。資料5が福島県国土利用計画見直しに係る審議経過でございます。6番目が福島県国土利用計画(第五次)の見直しの概要(案)でございます。7番目が福島県国土利用計画(第五次)の見直し中間整理案でございます。8番目が福島県土地利用基本計画書の見直し中間整理案でございます。そして、参考資料といたしまして復興特区制度による土地利用基本計画の一部変更についてでございます。以上のほか、参考といたしまして、福島県総合計画審議会条例、福島県総合計画審議会名簿及び「総合計画見直し検討部会の設置について」をお配りしております。不足等はございませんでしょうか。

<開 会>

司 会

それでは、ちょうど定刻でございますので、ただ今から、福島県総合計画審議会を開催いたします。

<企画調整部長あいさつ>

司 会

はじめに、福島県企画調整部長よりごあいさつを申し上げます。

企画調整部長

企画調整部長の野崎でございます。今日は、皆さん大変お忙しい中、県総合計画審議会にご出席をいただきましてありがとうございます。

昨年3月11日の東日本大震災から1年8カ月が経過をいたしました。この間、ご承知のとおり、県内外に今も約16万人の方々が避難をされております。県外に避難をされている方は6万人ということでしたが、最近ようやく少しずつ減少の傾向で、県内へお戻りになるという傾向が見られてまいりましたが、相変わらずたくさんの方々が避難生活をされております。

そういう中で、避難指示区域の見直し等の作業も始まってまいりました。本日、知事は双葉8町村の首長さんたちと双葉の現場を回って、町村長さんたちと意見交換をするということで現場に行っております。なかなか除染、それから賠償、それから帰還が進まないということで、県民の皆さんも大変つらい思いをされておられ、非常に申し訳なく思っております。

やはり、状況が進んでまいりますと、避難指示区域の各町村の皆さん、あるいは首長さんの考え方にもそれぞれ違いがございます。その置かれている状況にも違いがあるということで、簡単には進まないという現実がございます。ただ、長

期の避難がこれ以上続くということは、避難されている方の負担がますます重くなってしまうということでございますので、県といたしましても、市町村と連携をとって、できるだけ早く、まずは安定した生活環境、住環境に入っただけのような対応をとるべく、9月の議会で補正予算をいただいて、まず復興住宅の建設に取りかかるということになりました。大変遅いというお叱りを受けておりますけれども、一日も早く仮設住宅から安定したそういう住居に入っただくように取組を進めてまいりたいと考えております。

さて、そのような状況でございますけれども、本日は県の総合計画の改定と県国土利用計画、それから県土地利用基本計画の見直しという重要な案件について議題にさせていただいております。

県総合計画につきましては、今年2月にこの審議会に知事から諮問をさせていただきまして、この審議会に検討部会を設けていただきました。これまで検討部会は7回にわたってご審議をいただいております。9月に開催されましたこの総合計画審議会では、中間整理案についてご審議をいただいたところですが、その後、パブリックコメント、それから地域での懇談会、皆様にも、ご都合のつく委員の皆様には地域懇談会にもご出席をいただきました。ありがとうございます。そういうことを経まして、本日、総合計画改定案としてご提示をさせていただくことになりました。これまでご尽力いただきました塩谷部会長、それから検討部会の委員の皆様に、改めまして御礼を申し上げます。

また、県国土利用計画につきましては、同じく今年2月に審議会に設置されました県国土利用計画見直し検討部会において、これまで4回にわたる審議をいただきました。本日、県土地利用基本計画とともに中間整理案としてご提示をさせていただきたいと思っております。

本日、お忙しい中ではございますが、委員の皆様には忌憚のないご意見を賜われればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

<会長あいさつ>

続きまして、福島県総合計画審議会の鈴木会長からごあいさつをいただきたいと思います。

改めまして、皆さん、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

今、部長からお話がありましたように、1年8カ月が経過いたしました。この間、私自身も県の復興ビジョン、復興計画、あるいは浪江町の復興ビジョンと復興計画、現在では、遅れに遅れましたけれども、双葉町の復興計画の策定のさなかであります。双葉町とか大熊町の復興計画とは何をすることなのか、まだ定まらないところです。そういう中で夢中で皆さんと一緒に取り組んでいるところで、福島県のこの復興の道筋を考えると、私自身はとにかく夢中で走ってきたのですけれども、果たして十分に被災地や被災者の目線で、あるいは寄り添えたかということになると、まだまだ心もとないところがないわけではありませぬ。福島県がこれだけ傷ついて、過酷な状況の中で、どう次の展開を図っていくのか、これは、県、国はもちろんですが、地域の方々が、ある意味では夢

司 会

鈴木会長

を失わずに次の方向を見定めていくということも必要だろうと思います。

福島県の復興計画についても、実は既に復興計画の評価・検討委員会というのが立ち上がって、この復興計画をどうやって県民に届くような計画の実施に向けていくかということも議論してまいりました。私は今でも印象的なのは、復興の評価・検討委員会のメンバーが全員口をそろえて、もっともっと福島県の発信力を高めないと、県がいろいろな復興ビジョン、復興計画をつくるのはいいけれども、その発信をしてもらわないと、私たち自身がどこに今行こうとしているのが見えない、もっともっと県の発信力を高めてほしいという意見が大変強いのです。私たちもそういうことにもっともっと心を砕いて、私たちが、県が考えていることが県民にもっと身近な存在になるようなことをやらないと、県民の方々の不安はぬぐえない、このことにもっともっと私たちは心を砕いていく必要があるだろうと、こんなふうに思っています。

今回は総合計画審議会ですので、復興計画や、復興という意味では具体的に直接担当している計画がありますので、若干間接的にはなりますけれども、総合計画そのものも福島県全体にかかわる問題ですので、この復興だとか、あるいは被災地・被災者の今の苦しい状況を踏まえながら、総合計画の見直し、あるいは国土利用計画の見直しを図っていききたいなというふうに思います。

国土利用計画の部会に参加させていただきましたが、ここでも平常時の国土利用計画、基本計画と異なりますので、多くの森林が放射線汚染に侵されている、そういう中での国土利用計画、森林の利用はどうあるべきなのか、これは全く今までと違った観点が必要になってまいります。そういう中での国土利用計画なので、今回皆さんにお示しするものも平常時のものとはまた違ったものを皆さんに提案させていただくことになろうかと思えます。

いずれにいたしましても、この福島県全土を考えて、これからの行く道を考えていくというのが今度の総合計画の見直し、国土利用計画の見直しであります。部会でいろいろ議論をしていただいたり、パブコメにかけた結果でありますけれども、皆さん方がこれまでいろいろ蓄えてきた知見、あるいは地域の方々、関係の方々のご意見を踏まえながら、より積極的なご意見、具体的なお意見を賜ればありがたいと思います。本日はよろしく願いいたします。

< 議 事 >

ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事の進行は鈴木会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ここから私のほうを議事の進行を務めさせていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。

まず、皆さんの席次表があります。この席次表で、今日急遽、出席がなくなってきた欠席の方がおられますのでお知らせします。席次表の中の滝田良子さん、それから長林久夫さん、席次表の中にはありますけれども、この2名の方が急遽来られなくなりました。このことを踏まえて、まず議事に先立ちまして定足

司 会

鈴木会長

数の確認を行います。

本日は、委員現員 25 名、特別委員 2 名、合わせて 27 名の現員であります。そのうち、本日ご出席の方々が 21 名ですので、本審議会は有効に成立していることをまずご報告申し上げます。

続きまして、議事録署名人 2 人を選びたいと思います。私のほうから議事録署名人をご指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

では、議事録署名人をご指名申し上げます。

お一人は小野委員、もう一人は早矢仕委員にお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、議事に入ってまいります。まず、議事(1)の「福島県総合計画改定素案について」であります。前回、9月6日の総合計画審議会において、事務局から総合計画の改定中間整理案が提出されました。それに基づいて皆様に審議をいただきました。その後、パブリックコメントや地域懇談会などが行われ、地域懇談会では、委員の方々にもご出席いただきました。ご協力どうもありがとうございました。

こうした県民からの意見聴取結果などを踏まえまして、事務局では中間整理案を改定素案として内容の更新を行いました。また、総合計画見直し検討部会を2回開催しまして、改定素案について議論を行ってまいったところであります。

本日は、お手元の「総合計画見直し検討部会の設置について」の5に従いまして、部会での審議経過などについて、資料1により塩谷部会長からご報告させていただきたいと思います。また、併せまして、総合計画の見直しのスケジュールについて、資料2により、事務局より説明をお願いいたします。

では、当面必要なのは2つの資料なのですが、これに基づいて、まず、塩谷部会長からよろしく願いいたします。

それでは、まず、資料1をご覧ください。こちらに審議の経過が簡単にまとめられています。10月24日に第6回の部会、11月6日に第7回の部会を開催しました。当初は1回だけの予定だったのですが、パブリックコメントを含めましてかなり多くのご意見が出ましたので、予定よりも1回増やして開催をいたしました。

県民の意見聴取結果についてですけれども、9月10日から10月10日までの1カ月間、パブリックコメントを受け付けました。その結果、145件の意見が出されました。それへの対応は資料の3-2をご覧くださいと思いますが、そちらのほうに意見の中身と、それから県の対応というものが載っているかと思えます。

さらに、9月24日から10月15日にかけて、7つの地域で9回の地域懇談会を開催いたしました。合わせて75名、うち審議会の委員の方が16名でしたが、参加がありまして、意見の数にしますと119件の意見がありました。こちらのほうは資料の3-3をご覧くださいと思いますが、そちらのほうに意見の内容と県での対応方針ということで一覧のほうにまとめてございます。

鈴木会長

塩谷委員(見直し検討部会長)

それから、総合計画改定素案についてですけれども、本体のほう、かなり厚いものですが、資料4 - 2ということになります。具体的な中身については後ほど事務局から説明がありますので、ポイントだけ申し上げたいと思います。

まず、「はじめに」の部分ですが、2ページをご覧いただきたいと思います。中間整理案のときには、この3ページの計画改定の趣旨から始まっていたのですけれども、1の部分を新たに追加しまして、復興・再生に対する県の決意表明というものをここに盛り込ませていただきました。

それから、第1章ですけれども、32ページから35ページにかけて人口の展望が示されていますが、この点に関しましては、7月から9月の人口動態を参考に若干上方修正を行ったということになっております。

それから、第2章ですが、第2章はふくしまの目指す将来の像ということで、42ページから44ページのところですが、ここの部分が追加になったと、この部分に基本目標の考え方というものが大きく3点にわたって記されています。

なお、基本目標の頭のところに丸が並んでいますが、ここはキャッチフレーズが入りますけれども、今回のこの改定素案の段階では盛り込まれないというふうに伺っております。

それから、第3章、政策分野別の主要施策ですけれども、まず、指標については、新たに追加を行ったり、現況値、目標値を記載したと。検討中のところもあります。その総括表が資料の4 - 3ということで別冊にまとめられております。

その他、第3章施策の部分、それから、第4章の地域別の主要施策の部分についても、追加・修正などを行いました。この件につきましては後ほど事務局から説明があるようです。

私のほうからは以上です。

続きまして、事務局からお願いいたします。

復興・総合計画課の松崎と申します。資料の2に基づきましてスケジュールの説明をさせていただきます。

真ん中から下のほうに、24年11月13日ということで、今日の総合計画審議会がありますので、そこから後ろを説明させていただきます。前のほうは見てくださいたいと思います。

本日、答申案の審議をいただきます。11月22日、まだ日程的には調整中でありまして、この審議会から知事への答申を予定しております。それを受けまして、11月下旬に県として総合計画の改定案を決定したいと思います。それを12月の県議会のほうに議案として提案するというような段取りになっております。

一方、県議会につきましては、これまで県議会のほうでも調査検討委員会が開催されまして、執行部のほうから内容について説明をしたところでありまして、昨日、知事に議会から申し入れがありました。申し入れの内容を簡単にご説明したいと思います。

5点あります。まず1点目が、県がリーダーシップを発揮して計画を推進する

鈴木会長
復興・総合計画課長

ということ、それから2点目、県民にわかりやすく発信、周知を図ることということ、それから3点目、目標値がまだ定まっていない指標があるわけなのですが、これについては適切な目標値を設定すること、それから4点目、状況に応じてこの総合計画の見直しも検討しなさいということ、それから最後であります、5点目でありますけれども、この総合計画に基づきまして各部局で部門別計画も今現在作業をしているところなのですが、総合計画と整合を図るような見直しをすること、それから、部門別計画についても県民に発信すること、というような5つの申し入れがありました。

今後、12月議会で我々が提案する議案を審議していただきまして、その議決をもってこの総合計画が決定されるというような段取りになっております。

スケジュールについては以上であります。

ありがとうございました。

福島県の総合計画の改定素案の具体的な中身については、この後、事務局のほうから説明をしていただきます。ただ今は、塩谷部会長から審議経過、あるいは事務局からスケジュールについてお話がありました。この点に限って何かご質問やご意見はございますか。 よろしいですか。

それでは、ただ今申し上げましたように、経過の説明にありました総合計画の改定素案につきまして、事務局のほうから改めて説明をお願いいたします。よろしくをお願いします。

それでは、引き続き説明をさせていただきます。

それでは、まず資料の3-1であります。これが、前回、9月6日に開催したこの審議会での意見とそれへの対応について、一覧表でまとめたものであります。主なものを説明させていただきます。

まず1番であります。人口と経済の試算値を出したところ、人口の試算については、最良・最悪というような表現をしていたわけなのですが、人口が少ないことが悪なのかというようなご指摘をいただきまして、そういう表現をやめまして、緩やかに人口減少するパターンと急激に人口減少するパターンというような表現にさせていただいております。資料の4-2の32ページのところがその部分ですので見ていただきたいと思います。

それから、2番であります。同じく人口と経済の展望のところ、人口の減少はやはり地域の活力の低下につながるということでありまして、この人口減少が相当ショックを与えるのではないかとということで、県民のやる気を低下させたり県外企業の県内進出を妨げることをないようにメッセージを伝えてもらいたいというようなご意見をいただきまして、ふくしまの人口と経済の展望のところ、35ページのところでありますけれども、この中で、この人口減少というものが重要な課題であるという位置づけをしたということと、今後、この計画を推進するにあたっての重点的に取り組むものを重点プロジェクトというような位置づけをしているわけなのですが、ここに人口減対策というものを位置づけたということにさせていただいております。

少し飛びますが、2ページの7番になります。同じく、人口減少・高齢化のと

鈴木会長

復興・総合計画課長

ところで、日本が既に世界で類を見ない高齢化社会になっているということでありまして、高齢者を労働力として活用しなければ経済が成り立たなくなるのではないかというようなご意見をいただきまして、この時代潮流の人口減少・高齢化の中で、女性や高齢者の就労を拡大するというようなところを盛り込ませていただいたところであります。

最後、10番になりますけれども、いわき地域の地域別計画の中で、双葉郡各町村が新しい生活拠点を計画していると、その拠点については、受入市町村となるいわき市との調整に県が積極的にリーダーシップをもってあたるべきだというようなご意見をいただきました。県としては、この計画の中ということではありませんけれども、復興の中でそういう体制をつくっていくというようなことで対応させていただきたいと思っております。

3 - 1は以上であります。

続いて3 - 2であります。先ほど塩谷部会長のほうからご説明があったかと思えますけれども、パブリックコメントの概要であります。主なものをこの資料の1ページ、2ページ目につけてあります。そのほか、意見の全体を3枚目以降に145件すべて載せておりますので、後でご覧をいただきたいというふうに思っております。

若干ご紹介をいたします。まず、意見の2番目であります。目指す将来の姿で、高齢社会、それから原子力災害からの復旧・復興については、世界に提供できるようなモデルをつくって発信するという気概を見せてもらいたいというようなご意見をいただきまして、先ほど塩谷部会長からもご報告がありましたけれども、「はじめに」の部分のところで県の復興・再生に向けた決意を表明しているところでもありますけれども、その中で、「世界のモデルとなるような復興・再生の姿を実現します」というような表現をさせていただいたところであります。

それから、最後、意見の6になりますけれども、長いので簡単にご説明しますと、今、4つの分類で22の政策分野を表現しているところでもありますけれども、その中で、男女共同参画というところがあって、今回、「思いやり」というところに整理をしているわけなのですけれども、現計画では「人と地域」というところに位置づけられていて、「思いやり」より「人と地域」のほうがいいのではないかというご意見、それから、人々が活躍する社会の実現という考えが非常に重要だというご意見をいただいております。

まず、1点目の男女共同参画のところでもありますけれども、あくまで「人と地域」とか「思いやり」というのは分類分けということでありまして、どちらに置いたから重要だとかということはございませんのでご理解をいただきたいとしたところであります。

それから、人々が活躍する社会の実現という考えが重要だということに関しては、基本目標の考え方の中に、将来にわたって活躍の場を見いだすことができるようにするというようなことが読めるような表現をとらせていただいたというところであります。

続いて資料3 - 3、地域懇談会の概要であります。地域懇談会につきましては、

県民のさまざまな方々の意見を聞く、それから総合計画に関する県民理解を深めるという目的で開催したものでありまして、皆様方にもご参加をいただき大変ありがとうございました。

出席していただいた方はわかるかと思いますが、計画の修正や追加ということよりも、ふくしまの未来、復興に向けた思いというものが述べられていたかと思いますが。修正・追加の意見はあまり多くはなかったのですけれども、改めて復興に向けた県民の思いの強さを確認できたというふうに思っております。

主なものであります。まず、1番でありますけれども、米の全袋検査など、逆に福島県産が今は一番安全であるというようなことがいえるのではないかと。そろそろ守りから攻めのほうに移ってはどうかというようなご意見をいただいております。これに関しましても、その趣旨を汲んで修正を加えたところであります。

主なものは以上でありますけれども、同じように次のページから出た意見すべてを拾っておりますので、どうぞご覧いただきたいというふうに思っております。

続きまして、資料の4 - 1、4 - 2、4 - 3を使いまして、改定素案の概要をご説明したいと思います。

まず、資料の4 - 1、A3の縦のものでありますけれども、これを中心にご説明をしたいと思っておりますけれども、時折、資料の4 - 2のほうにもいきたいと思っております。

まず、「はじめに」というところであります。ここでは、趣旨、計画期間、特徴ということが書いてありますけれども、まず、趣旨であります。先ほど塩谷部会長からもご紹介いただきましたが、資料4 - 2の2ページをご覧いただきたいと思っております。「はじめに」のところの1番で、今回の大震災・原子力災害からの復興・再生に向けてというところがあります。若干ご紹介をさせていただきます。

9行目、原子力災害を契機として原子力に依存しない県づくりを基本方針とし、県内に立地する原子力発電所の全基の廃炉を求めていき、再生可能エネルギーを飛躍的に推進するということを盛り込んでおります。それから、13行目以降になりますが、本県の復興・再生は重要な課題であり、国は責任を持って取り組んでいく必要があると、15行目になりますが、しかしながら復興・再生は本県が取り組まなければならない課題だということ、それから16行目、県が県民の先頭に立って復興・再生を成し遂げ、これからの福島県を担っていく若い世代が夢や希望をもって人生設計ができる環境を創り、人口減少を抑制していくと、それから、先ほど説明をしましたが、その後でありますけれども、世界のモデルとなるような復興・再生の姿を実現すると、そういうような県の決意を盛り込んだところであります。

それでは、資料4 - 1のほうに戻っていただきまして、次が第1章ということで、「ふくしまの特性と時代潮流」というところであります。先ほど塩谷部会長から紹介があったふくしまの人口と経済の展望などがここに載っているということです。

それから、第2章、これが「ふくしまの目指す将来の姿」ということでありま

す。これも資料の4 - 2の42ページをご覧くださいと思います。若干紹介させていただきます。

まず、42ページ、35行目以下、2項でありますけれども、43行目になります。震災で発揮された温かな県民性や地域の絆を大事に守り育てるとともに後の世代に伝えていくことが必要だということで、支え合いの重要性をここでうたっているということでもあります。

それから、43ページ、3行目以降になりますけれども、6行目、これからの時代は自分自身で決断し、人生を切り開いていく力が求められると、10行目、震災を契機として国難を乗り越える力、逆境に立ち向かう力を高めていく必要がある、それから15行目になります。今回の事故を踏まえて、原子力発電所については全て廃炉とすることを求める、原子力に依存しない持続的に発展可能な社会を目指すこととしたということを含んでいるところでありまして、一人一人の頑張りや原子力からの自立というのが重要だというようなことをうたっているということでもあります。

その上で、20行目以降になりますけれども、27行目、若い世代が夢や希望を持つことができる社会をつくるためにこれまで以上に考え、実行に移していく時期に来ているということで、31行目から、夢や希望を持って住みたい、夢や希望を持って子どもを産み、育てたい、将来にわたって大事にしたいと思えるふるさと、将来にわたって活躍の場を見出すことができるふくしまをつくっていく必要があるというような基本目標の考え方があります。

これらを簡潔に示す言葉を、これから先ほど紹介いただきましたけれども、キャッチフレーズを考えるということでもあります。キャッチフレーズの考え方がありますけれども、現時点では3つの考え方を考えております。まず1つ目が、今の現行計画で「人がほほえみ、地域が輝く“ほっとする、ふくしま”」というのが今の基本目標でありますけれども、この「人がほほえみ、地域が輝く」というフレーズを引き継ぐ、これを残すという考え方、「ほっとする、ふくしま」のところだけ変えたいということでもありますけれども、そういう案。

それから2つ目が、先ほども考え方のところで紹介しましたけれども、この震災を受けまして人や地域のつながりが大事だというようなことを基本目標に入れたわけなのですけれども、その、人や地域のつながりを大事にして復興・再生に頑張っていこうというような決意を示すようなキャッチフレーズ、これが2つ目の考え方です。

それから、3つ目が、この総合計画を改定するにあたって、中学生から作文を募集しました。その中学生の作文の中にあるキーワード、例えば、「夢」だとか「希望」だとか「誇り」だとか、「世界をリードする」だとか「未来を切りひらく」だとか、そういうキーワードをつないで福島県の未来の姿を示すというようなものにしたいというのが3つ目の考え方でありまして、この3つで今現在検討中ということをご紹介させていただきたいと思います。

それから、第2章でありますけれども、その基本目標の下に礎と3本柱ということで、22の政策の分類分けのキーワードであります、「人と地域」「活力」「安

全と安心」「思いやり」、その下にそれぞれ4～6の政策をぶら下げているということであり、その上で将来の姿を描いているというのが第2章であります。

第3章でありますけれども、22の政策分野ごとの主要施策が51ページから190ページまで載っておりまして、これがこの計画の中心部分、今後8年間で何をやるのかということが書いてあるところでもあります。

「人と地域」のところでは、「子ども・子育て」「教育」、この分野が新しくなったところと申しますが、現行計画では と が一緒に1つの柱になっていますけれども、ここを「子ども・子育て」と「教育」と2つに分けたというのが今回違うところなんです。それから、右に行っていただいて、「活力」のところでは、の再生可能エネルギー、これを1つの柱にしたのが今回の特徴であります。それから左下、「安全と安心」のところでは、原子力災害対策、これが新しい柱になります。それから「思いやり」ですが、「思いやり」は基本的に現行計画と同じであります。

この結果、ここに51ページから190ページに挙がっている施策の数でありますけれども、現行計画が252ありました。新しい今回の見直しでは、これが422と、1.7倍ぐらいに施策の数が増えていると。政策分野別の数は現行と同じ22でありますけれども、施策はそのように増えているというようになっております。

それから、第4章でありますけれども、「地域別の施策」ということでありまして、第3章に掲げた施策のうち、それぞれの地域に特徴的なもの、特に重要と考えられるものを各地方振興局が中心になってまとめたところでもあります。

まず、左側に地域別の基本方向というところがありますけれども、ということと、七つの生活圏に基づいた地域づくり、これまでも七つの生活圏ということとで県づくりを進めてきましたが、今後、当面はこの七つの生活圏で地域づくりを進めていこうということに今回しております。ただ、今回の震災の影響、状況を踏まえまして、生活圏だけでは成り立たないということもあります。補完だとか連携の重要性を示したいということで、ということに生活圏を越えた機能の補完・連携をうたっているということでもあります。それから、それぞれ七つの地域ごとに施策を書いているところでもありますけれども、施策の数としましては、各地域、相双以外は約20になっております。相双はやはり今回の震災を踏まえて多めになっておりまして、28の施策があります。

それから第5章、最後でありますけれども、「計画の推進のために」ということと、特に今回の総合計画を進めるにあたって重要だと考えられるところを重点プロジェクトとして整理をしました。そのうち1つが、先ほどの委員からの意見にもありましたように、人口減少・高齢化対策ということを出しております。それからもう一つが県の復興計画で掲げた重点プロジェクトをこの総合計画の中でも位置づけたいということで、復興計画に掲げた12の重点プロジェクトをここで総合計画の中に位置づけをして、復興計画との整合を図ったところでもあります。

改定の内容は以上でありますけれども、資料の4-3をご覧くださいと思います。

います。この計画の中に盛り込んだ指標でありますけれども、これを一覧表にしたのが4 - 3であります。前回もご紹介しましたが、今回は数値も入っておりますので、その辺も見ていただきたいと思います。

主なものを紹介したいと思います。まず、1番目、子育てのところでは、2番、新しい項目として甲状腺検査の受診率などを入れております。32年度までに、毎年でありますけれども、100%を目指すとしています。

それから2ページ、教育のところでありますけれども、全国学力・学習状況調査結果というものは今までも入れておりましたが、新たに8番というところで、体力、運動能力の調査結果というものも載せたということであります。それから、3ページ、11番、新しい項目としていじめの解消率などを盛り込んでいるところでありまして、100%解消するということを目標にしております。

それから4ページ、文化・スポーツ、人々の活躍の場づくりであります。新しい項目として20番、シルバー人材センターの会員数と実際に活動している人の割合というものを載せております。

5ページ、まちづくり・地域づくりのところであります。22番、NPOの認証件数などを目標値として掲げております。

6ページ、過疎・中山間地域のところではありますが、28番、観光客入込数などを目標としているところです。

7ページ、今回の見直しで新しく入れたところではありますが、避難地域の再生・避難者の生活再建というところでもありますけれども、34番、避難者数、これを32年度までにゼロにしたいという目標、それから35番、避難区域等の居住人口、これも増加を目指していくということです。それから36番、双葉郡の事業所の再開状況、それから37番、避難地域で農業を再開した農業者数、これらを指標として盛り込んでおります。

8ページ、農林水産業ではありますが、38番、農林水産業の産出額、それから39番として農産物の加工・直売所等の年間の販売金額、いわゆる6次化に係る指標であります。

続いて10ページをお願いします。商工業・サービス業ではありますが、54番、製造品出荷額、56番、新しい項目でありますけれども、医療機器の生産額、これらを指標としているところでもあります。

それから12ページをお願いいたします。これも新しい柱ではありますが、再生可能エネルギーではありますが、66番、再生可能エネルギーの導入量ということでもあります。32年までには一次エネルギーに占める割合を40%ぐらいにしたいということで目標に入れております。

それから13ページ、雇用のところではありますが、70番、有効求人倍率、これは今までもありましたけれども、新たにそこに正社員の有効求人倍率というものもつけ加えさせていただきたいと思います。

それから14ページ、観光・交流の分野であります。76番、観光客の入込数、84番、新しいものでありますけれども、国際会議の開催件数・参加者、これらを指標にしております。

それから 15 ページ、活力の 6 番目、交流・物流基盤のところであります。86 番、七つの生活圏の中心都市間の平均所要時間、それから、新しいもので 94 番、ＪＲ路線の運休区間の距離、これも 32 年までには全線開通を目指したいということにゼロにしております。

16 ページ、健康のところでありますけれども、101 番、新しいもので、ホールボディカウンター検査の実施状況などを入れております。

17 ページ、医療のところではありますが、102 番、医療施設従事医師数などを入れております。先ほど議会の意見の中で、まだ指標の目標値が定まっていないというところがありましたけれども、先ほどの 16 ページ、17 ページで、括弧で上昇の方向で検討中、増加の方向で検討中というように書いたところがあったわけですが、これがまだ決まっていないところでありまして、これは決まり次第、議会のほうへ報告、当然ながら審議会のほうにも報告をさせていただくというような段取りにしたいと思っております。17 ページに戻りますが、107 番、新しいもので、救急搬送における医療機関への受入れ照会回数 4 回以上の案件という、これはいわゆるたらい回しの状況がどうなっているのかというのを指標にしています。

18 ページ、介護・福祉の分野であります。108、109 で、特養、老健の定員数などを盛り込んでいるほか、115 番として、新しいもので工賃月額の実績ということで、障害者の工賃の実績を指標として盛り込んだところがあります。

それから、19 ページ、日常生活の安全と安心ということで、新しいもの、122 番、食品と放射能に関するリスクコミュニケーションの実施件数というものを指標にしています。

それから 21 ページ、原子力災害対策、127 番で環境放射線量を入れたほか、128、129 で、除染の実績というものを指標にしております、各年度 100% を目指すというようにしております。

それから 22 ページ、大規模災害対策のところでは、135、136 で、海岸の防災林、防災緑地の箇所数、延長数をそれぞれ載せております。それから、23 ページで 142 番、これも新しいもので、福祉避難所の指定市町村数、こういうものを指標にしています。

24 ページ、人権の尊重・男女共同参画というところでは、144 番、児童虐待の相談の受付件数、148 番、民営事業者の管理職における女性の割合などを入れております。

25 ページ、思いやりと支え合いのところでは、155 番、新しいものとして生活保護率、これを指標にさせていただいております。

26 ページ、自然環境であります。156 番、猪苗代湖におけるＣＯＤの値、それから、164 番、無電柱化された道路の延長などを入れております。

27 ページになります。低炭素・循環型社会の中では、166 番、温室効果ガス排出量、それから 169 番、新しいものでエコファーマーの認定件数、これらを盛り込んでいるところがあります。

説明が長くなりました。以上であります。よろしくお願いを申し上げます。

どうもありがとうございました。

久保委員

ただ今ご報告いただいた総合計画の改定素案の内容について、ご質問やご意見を承ります。何かお気づきの点はございませんでしょうか。

今まで説明があったところ全体でいくつかあったものですから、いいでしょうか。

まず、資料の3 - 2のところ、意見3の対応方針のところなのですが、
「公立大学では」というところで、「医学・看護学、コンピュータ理工学、食物栄養学などの分野で」と書いてあるのですが、これは、公立大学で今持っている学科等が挙げられているのだと思うのですが、この中でどうしてここだけ、ほかにもいくつかあるかと思うのですが、特定学科等だけが載っているのはどうしてなのかなと気になったものですから。それこそ、介護・福祉という話となると、自分がいるからというものもあるのですが、社会福祉領域も一応公立の中で、または私立の中で、養成をしているところだと思うのですが、人材養成というところでいくと非常に重要なところになってくるかと思えますので、必ずしも医学・看護学に含まれるものばかりではないと思うので、その部分をご検討いただければと思います。

それと、次ですが、資料4 - 2の第2章の42ページ、43ページのところで、新しく追加されたというふうに報告をいただいた箇所なのですが、「支え合い・助け合い」のところ、「自ら切り開く新たな時代」というのは、その側面もあるのでしょうか、もう一方で、では県は何をするのだろうか、読み方を変えてしまうと非常に個人責任論的なところ、皆さん、頑張るね、というふうな話にもなりかねなくて、では県としては何をしますというところが非常に弱い側面があるのかなと思いましたので、その辺はどういうふうに考えてこういう文面になっているのかということをお聞かせいただければというふうに思いました。

それと、4 - 3の指標のところですが、25ページの155で、新規に生活保護率を指標に入れて、「適切に対応する」という文言になっているのですが、生活保護率の指標を上げることが、いろいろ全国で起きているさまざまな抑制の問題等にもつながっていくということが実際にはあるのですが、これをあえて今回新規に入れられたというところの意図はどういうところがあるのかということをお聞かせいただければと思います。

以上です。

鈴木会長

3点、今、久保委員のほうからありましたが、事務局のほうですぐお答えできますか。お願いします。

復興・総合計画課長

まず最初に、3 - 2のところ公立大学の学科の紹介がありますが、医大と会津大学の代表的なところとか、持っているものを入れたところでありまして、特にこのほかが重要でない、そういうことを決めているわけではなくて、「等」というところで読んでもらおうかなと思いましたが、例示を挙げるというのは大変ではないので、そういうことであれば、この辺は考えてみたいと思います。

それから、42、43の基本目標のところでもあります。これも、特に個人責任論に

するというようなことではなくて、県も含めてやらなくてはいけないことを書いてあり、主語は県もです。県もやるということでありまして、特に個人に責任を押しつけるということでは決してありません。県としてやることも含めてここに表現をさせていただいてあります。

それから4-3の生活保護率であります、これは議会の検討委員会のほうから、先ほど委員からもあったように、抑制するような方向もあるというようなことも受けて、どういう状況になっているのか示してもらいたいというようなお話がありまして、特に都市部のほうではそういう抑制基調が強いのではないかとというような話もありましたので、都市部と郡部とに分けて記載をしてもらいたいというような意見を踏まえてここに載せたという経緯であります。

以上であります。

鈴木会長

例えば、今の2番目の問題で、「支え合い・助け合い」のところというのは、県の姿勢も伴ったものも含まれていますというふうになっているけれども、ここはやっぱり取りにくいということですね。だから、支え合い・助け合いの心をはぐくむために政策は何をするかということが書かれないと、ちょっと舌足らずではありませんかと、こういうことだと思います。そういうことでよろしいですか。

久保委員

はい。

鈴木会長

また検討していただくことにしまして、関連でのご意見やご質問でも結構です。ほかの点でもいかがですか。

渡邊委員

全体的に何点がご意見を述べたいと思うのですけれども、まず、資料1なのですが、パブリックコメントや地域懇談会を実施しまして、これだけの意見、パブリックコメントが145件、それから地域懇談会では119件の意見が県民からさまざまな意見が寄せられたということで、先ほど別紙によってこういった意見がありますということで県の対応とかもご説明いただきましたけれども、これだけの意見があったわけなのですけれども、この総合計画の中に何か反映されて盛り込まれたものがあつたのか、できたのかというふうなところをご説明いただきたいなと思います。やっぱり、県民のこれだけの件数、意見があつて、今回の重要な総合計画に何にも反映されなかったのでは……。

鈴木会長

資料をご覧になってますか。その意見が逐一そういう資料になっていて、どう対応したのかということが書かれています。

渡邊委員

そうなのですけれども、中に対応は書いてあると思うのですけれども、盛り込むことができたものはあつたかどうか。

鈴木会長

それが書かれています。

渡邊委員

わかりました。

鈴木会長

いいですか。ちょっと確認してください。

渡邊委員

それはわかりました。

あと、県民健康調査のことなのですけれども、資料の4-3なのですけれども、甲状腺については100%というふうな目標値を立てたわけですね。それで、16ページなのですけれども、ホールボディカウンターということは内部被ばく検査だ

と思うのですけれども、これは「増加を目指す」ということで目標値になっているのですけれども、この内部被ばく検査も8年後の32年度には100%に持っていかなくてはならない検査ではないかなと思うのですけれども、増加を目指すということは、全県民がこの32年度までにこの内部被ばく検査が、私はできる状況に進んでいるのかなと今現在思っていたところ、増加では、この32年のときに全県民が受け終えられないことになるのかなということ、100%にならないのかなという疑問や不安があります。それはやっぱり、全県民が100%受診を終えていなければならないものではないかと思うので、増加ではなくて、ここは目標値を変える必要があるのではないかと思います。

それから、県民健康管理なのですけれども、新聞報道などで、この震災後にかんにかかる県民が多いというふうな報道がなされて、いろいろな対策をこれから考えていく必要があるというふうな報道があったように思うのです。それに加えて、がんだけではなくて、やっぱり特定疾患とかそういったものも盛り込む必要があるように思います。

というのは、私は浪江の避難者の方の意見をご提示して申し訳ないのですけれども、仮設が200あるうち、もう、がんになっている方が今までもいて、今現在6人いるとかというふうな感じなのです。それで、がんになっている家族は、今度は特定疾患になっているような現状もあるとかというふうになっているというお話を聞いたときに思ったのですけれども、この甲状腺検査のときにも検査をして、1名だか甲状腺がんが発見されたというのも、震災の関連性というものがまだはっきり県としてきちんと関連づけられるかどうかというふうなものがまだあやふやになっている部分があると思うのですけれども、そして、がんになったときに、がんが震災とどうのこうのというのもあると思うのですけれども、これから県民ががん患者が増えていったときにどういうふうな対応をするかということも、やっぱりこの計画に盛り込まなければならないのではないかと思いますので、その辺もひとつよろしくお願いします。

あとは、もう一点なのですけれども、私は常々、奨学金のことをいつもお願いしてきたところなのですけれども、先日、私学振興大会に出てちょっとびっくりして思ったのですけれども、県立高校と私立高校の1人当たりの補助金が、県立高校だと1人の子どもに対して70万円が出ていると、私立高校だと30万円しかないから、それだけ授業料が高かったり、いろいろな経費の負担が重いというふうな大会だったのです。

それで、やっぱり、ここの総合計画にも、「若い力」とか「教育」とかというふうな、若い世代の力を発揮することで、教育が大切だといくら文言でうたっていたとしても、結局は給付型奨学金は国が動かないとできない部分ですということと終わってしまったのでは前に進まないと思うのです。ですから、やっぱり一人一人の子どもたちに教育格差が出ないような計画づくりが必要かなと思うので、その辺もお願いしたいと思います。

最後ですけれども、最近思うことは、震災、いろいろな最近の報道ですと、小さなことなのですけれども、自主避難の家賃補償とか何とかというふうな報道もあり

ましたけれども、震災から年月がたてばたつほど、何事にも格差がすごく感じるような思いがしてきてならないのです。ですからやっぱり、思うのは、本当にひどいというか、大変な人たちには補償や何にも結局はないのかなと最近思い始めたというか。全然動けない人たちですごくひどい人たちもいると思います。しかし、自主避難したり何したり動いた方とか、あとは災害救助法の適用になった方ばかりが補償されて、本当に大変な方で何もできないまま1年8カ月を過ごした方に対しての県や国や東京電力、そういったところからの補助や補償をやっぱりこれから考えていかなければならないのではないかなと思うので、その辺もよろしくお願いします。

以上です。

鈴木会長

最後の部分は、望んでそうしているわけではないので、単にどこかで落とし穴があるのだらうと思います。何が原因なのかというのは渡邊さんなりにおわかりになることはありますか、格差について。県が意図してそんなことをやっているとは思わないので、そういう実態があることについて、フォローできていないのではないですかというほうが、僕は追及の仕方としてはよいのではないかと。その、格差があるのではないかというのは、正直いうとなかなかつかみきれない。どういう格差なのですか。

渡邊委員

やっぱり、今申し上げたように、避難でも何でも、動いた人だけに補償とか出ていますよね。例えば、今申し上げた自主避難、福島市あたりですと、自主避難で動いた人に家賃の補償とかという報道が最近流れています。

鈴木会長

そういう自主避難だけではなくて、みなし仮設とかそういう方々の家賃補助はありますが。

渡邊委員

そうですね。そういった形で補償されるというふうな報道とかを見ると、いろんな状況を考えて我慢しながらも、福島市や伊達や各市町村、例えば会津だっただけだっただけと同じだと思うのです、災害救助法が適用にならなかった方が、ここで生活や教育を1年8カ月、我慢しながらしてきたという方はたくさんいると思うのです。そういった方には今のところ東京電力から8万円しか、大人ですと8万円、子どもですと40万円、福島市ですとそうですけれども、会津は半額ぐらいですか。そういった補償は出ていますけれども、我慢していて、そして病気になったりなんだりということも今後あると思うのです。そうした場合に、その災害と病気との関連とか、そういった問題がこれから出てきたときにどうなのかなというふうな。それが、災害とは全部が関係なしというふうになってくるのかなというふうな不安や疑問も最近持つようになったというか。

今、甲状腺を受診しても、1人はがんになってしまっている、それが認定になってはいないわけです。そうした場合に、これからがん検診とかいろんなものを進めたとして、甲状腺検査を進めたりして、それががん発生になって、受診した方ががんの症状がいっぱい見られたとか、内部被ばく検査でもそうですけれども、いろいろな検査をしたときに、それが病名が発覚したときに関連づけられないままこれからずっと行くようなことでは、やっぱり県もそれも考えていかなければならないと思うんですね。

鈴木会長	<p>3つのご指摘、いいですか。最初のパブコメとか地域懇談会については、先ほどの資料に出ています。今、3つの点についてありましたけれども、これは事務局なのだろうか、担当部局なのだろうか、何か実態みたいなことから読み解いていく必要があるかもしれません。何かコメントをいただけるとありがたいです。</p>
復興・総合計画課長	<p>それでは、まず最初にパブコメの意見のところであります。今ほど会長から言っていたいただいとおりなのですけれども、具体的にご説明をします。</p>
	<p>3 - 2の3枚目、パブリックコメントにおける意見対応方針というA4横の表になっているかと思えます。これの一番右側に対応方針というところがあります。例えば、2番の「はじめに」の一番右側を見ていただくと、「以下のとおり該当箇所を修正します」というふうに書いてあります。こういう内容で修正をしたと。例えば8番、2ページ目になりますけれども、これも「ご意見を参考に、以下のとおり修正します」、9番、「ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します」ということで、修正した部分についてはすべてこのように修正したというふうに書いてありますので、全部説明するとこれだけで時間がかかりますので先ほどは説明しませんでしたけれども、このようなことで修正した部分を書いてありますので、それでご了解をお願いしたいと思います。</p>
	<p>それから2つ目の県民健康管理調査というか、ホールボディカウンターの検査の件でありますけれども、この検査に関しては希望者のみの検査になっていますので、なかなかどのくらいの数があるか把握できないという観点で、何パーセントだとか、何人いるかということができないというふうに聞いております。あとで担当部局のほうで補足があればお願いしたいと思います。そのようなことで、なかなか数だとか割合だとかを示せないということだというふうに考えています。</p>
	<p>それから、がん対策に関しては、一応、総合計画の136ページ、資料4 - 2にあります。136ページに、医療提供体制の確保・充実を図るというところの1つ目、5行目のところに、がん医療に関する取組ということで、がん医療の充実を図るといような書き込みがあります。これ以上詳しい話になると、それぞれの部門別計画とか個別計画の分野になるので、一応、総合計画ではこういう方向性を示したということでご理解をいただきたいと思えます。</p>
	<p>それから、奨学金、これも62ページのところで、12行目、経済的困難を有する家庭の子どもへの経済的支援に関する取組ということで、経済的理由によって就学が困難だと認められる生徒に対して奨学資金の貸与を行うということをして盛り込んでおります。これも、総合計画ではこのような表現にさせていただいて、あとは具体的にどのようにやるかという話になるかと思えますので、そこをご理解いただきたいと思えます。</p>
	<p>先ほど、いろいろな格差を感じるという話は、なかなかここで私から答えるのが難しいのですけれども、そのようなことがないようにいろいろな情報をつかみながら対応していきたいと思っております。</p>
	<p>今の件で何か担当部局のほうから補足があればお願いしたいと思います。</p>
保健福祉部政策監	保健福祉部でございます。

まず最初にホールボディカウンターの検査の実施状況の目標値でございますけれども、今ほど事務局のほうから説明がありましたとおり、この検査については、今、鋭意進めているところでございますが、特に 18 歳未満の子どもさんを中心にということで今やっているところでございますが、この数字については、当然、希望者というものもございまして、今回については、100%とか、あるいは具体的な数字がなかなか出せないということもございまして、今回は「増加を目指す」という形で表現をさせていただいたところでございます。

もう一点、がん対策関係でございますけれども、それぞれ今回、県の総合計画のほうには、概要といいますか、主立った点を示させていただいているところでございますが、保健福祉部といたしましては、今、並行的に各個別計画を策定中ございまして、特にそのがん対策につきましては、福島県がん対策推進計画という形で、この中で、今、ご指摘があったとおり、がん対策についての具体的な方策、あるいは施策等々について盛り込んだ計画を、この中で今検討しているところでございますので、ご理解いただければというふうに思っております。

鈴木会長

ホールボディカウンターもそうなのですが、要は、今のお話は希望者なのでということがありました。希望者を増やすためにはどういう努力をしたらいいのでしょうか。そこが問題で、高線量の地域にいるにもかかわらず、希望者が 100%にならなかつたら、これは 100%にしなければいけないのではないですかというのが、多分、渡邊さんの意見で、希望者で線を引いてしまっているだろうという疑問なのです、多分。ここは市町村が頑張ればいいのか、県は、希望者だからいいのか、そこではないですか。

保健福祉部政策監

説明が足りなくて申し訳ございませんでした。

今、ホールボディカウンターという形でそれぞれ機械がございまして、固定式の機械、あるいは移動式の機械ということで、それぞれ県の機械、あるいは市町村で整備された機械、さらには各病院で整備された機械ということで、それぞれ今、各県の方部でそれぞれやっているところでございます。さらには、そういうふうな形の中で、なるべく多くのかたが実施できるようにということでございまして、特に子どもさんについてはということで、今、学校単位でそれを中心にやっております、特に高校 3 年生という形で、来年卒業される状況でございますので、卒業されれば県外のほうに進学あるいは就職されるという部分がございまして、今、特に高校 3 年生を中心に県内各方部でやっているということでございます。

さらには、先ほどお話がありましたとおり、県外に避難されている方もいらっしゃるという状況の中で、今、県内の各県あるいは各大学の中で、県外で避難される方についても、わざわざ福島のほうに戻らなくても、例えば新潟あるいは青森というような状況の中で、今、他県との連携の中でやっているところでございます。

ただ、今ご指摘のとおり、機械も数が限られておりますので、県としては、市町村との連携の中で、なるべく、希望者というのは語弊があるところでござい

鈴木会長
生活環境部次長（原
子力損害対策担当）

すけれども、全県民の方が受けられるような形で、今、最大限の努力をしているという状況でございます。

ありがとうございました。

生活環境部の関根でございます。

最後のご質問の関係で、的確な回答になるかどうかわかりませんが、県内の状況をお話しさせていただきたいと思います。

まず一点目、災害救助法のお話でしたが、ご承知のように災害救助法につきましては、緊急に目の前で困っている方を応急的に救助するというのが趣旨でございます。先ほどお話がありました自主避難につきましては、もともと県内自主避難につきましても災害救助法の対象にはなっておりまして、したがって、県内の避難、県外の避難、それから警戒区域からの避難、それ以外の避難、これらすべてが福島県におきましては災害救助法の対象になってございましたが、災害の直後におきましては、やはり警戒区域からの避難者、それから家屋を全壊した方、こういった方を優先的に行おうということで今までやってまいった状況でございます。

ただ、1年8カ月経過いたしまして、県内自主避難の方も相当経済的にも、また精神的にも、負担が大きくなっている。そういった目の前で困っている状況を見まして、やはり我々としてもその部分についても進めなくてはいけない。ただ、災害救助法でございますので、やはりそこは対象を絞って、本当に困っている人を救助したいということで今回はやったということでございます。

もう一点、東京電力の賠償の話がございましたけれども、県としましては、東京電力に対しましては、すべての県民のすべての被害に対して十分な賠償を迅速に行うようにということを指導してきてございまして、これからも申し入れていく考えでございます。当然、いろいろな損害がございますので、類型化できるものにつきましては基準をつくって賠償してございますけれども、それに漏れたものにつきましても、当然、個別の事情によって因果関係があればそれは賠償の対象となりますので、その辺につきましても県としても支援をしていきたいというふうに考えております。

ただ、すべて賠償で片づく問題ではございませんので、やはり、賠償でできる部分とできない部分がございますので、賠償でできない部分については県としても行政的に当然対応していくことが必要だというふうに考えております。

総務部のほうで。

総務部でございます。私学への支援というお話がございましたのでご説明させていただきたいと思います。

62 ページのところに、21 行あたりからのところでございますけれども、私立学校の振興に関する取組ということで記載してございます。私学への支援という部分、特に今回の震災・復興を機に何かが変わったということではございませんで、これまでも県の施策の1つとして、ベーシックな施策として取り上げているところがございますので、あえてここに指標として掲げさせていただくことはしておりませんでした。ただ、例年、私学のいろいろな団体の皆様からのご要望を

鈴木会長
総務部政策監

踏まえまして、毎年それぞれ一つずつ、二つずつ、改善をするような形で、予算編成の中で少しでも皆様に支援できるような形で取り組ませていただいているところでございます。

なお、今回の震災関連の支援でいくつか新たな取り組みをした部分をご説明申し上げますと、例えば、私立の幼稚園等におきまして、食材等に関する放射線検査、これにつきましては、それぞれの園のほうの人の手配、そういったものも踏まえましてご要望にお応えして、機材の整備は本年度の補正予算の中で対応させていただいているところでございます。

もう一点、今回の震災で建物の耐震化という部分も不安要因になってございますので、こちらにつきましても低利の融資という形で県としても支援させていただいているところでございます。

いずれも、予算編成の中で皆様のご要望のほうにはできるだけお応えできるような形で対応してまいりたいということでございます。

以上です。

ありがとうございました。

関連のご意見、ご質問はいかがですか。ほかのところでも結構です。

さらにもうお願いなのですが、県民健康調査、ホールボディカウンターとか甲状腺検査を18歳以下の子どもたちから進めているわけなのですが、福島県はその健康調査結果表をとじ込むファイルなのですが、県民のほうに配布しますということの周知があったと思います。しかし、よく聞いてみたら、そのファイルは今のところ全県民に配られていない現状にあるわけです。その配られた方というのは、県立医大が一番最初にやった県民健康調査、あれを提出した福島県の方のみということで、2割の方にしかそのファイルが配布になっていないということに、私はすごく疑問を感じているところなのです。

その医大の健康調査を出したとか出さないとかによって、配布される、されないということでは、ちょっと不公平に思うので、ホールボディカウンターであれ、甲状腺検査であれ、どんどんこれから進んでいって、それが、県民が結果を保管できないような状況を福島県につくってほしくないのです。早急に健康調査の提出の有無にかかわらず、全対象者に配布をお願いしたいと思います。よろしく願います。

お答えいたしますか。

健康管理調査の結果に基づくファイルの配布の件なのですが、確かに今、委員がご指摘のとおり、従来まではといたしますか、検査の結果と一緒にといたしますか、それに合わせてファイルを送付していたという部分が実際でございます。ただ、今ご指摘があったファイルについては、検査の結果の送付等にかかわらず、今、ファイルの作成あるいは配布等々について検討しているというところでご理解いただきたいなと思っております。

改善するということですか。

改善は前向きに検討しておりますので、よろしく願いたいと思います。

そのファイルも、全福島県民が配布されるという周知がいつているかどうか

鈴木会長

渡邊委員

鈴木会長

保健福祉部政策監

鈴木会長

保健福祉部政策監

渡邊委員

問題だと思えます。そして、既に子どもたちが受けた甲状腺検査であれ、内部被ばく検査であれ、結果表をそれにとじ込むということも、県民がわかっている人とわかっていない人がいると思えます。私も、それが配られるということを知ったときには、子どもの甲状腺検査の結果表が既に戻ってきて、これは取っておくべきだというふうなことはわからなかったの、既に処分して、ないような状況です。ですから、早く配布をしなければ、ファイルはいただいたけれども検査結果表はもう手元にないという状況にも既にあることを、やはり重要に考えていただきたいと思えます。

鈴木会長

それはこれからぜひご検討いただければと思えます。よろしくお願ひします。いかがでしょうか、総合計画の改定素案について。

瀬田委員

2つほど。資料4 - 3なのですけれども6ページ、33番で、過疎地域における医師数なのですけれども、私は南会津から来ているのですが、震災前と後、両方困っていることや問題になっていることが限りなくあります。ここの目標値のところの「増加を目指す」ということではなくて、もう何年も前から医師不足というのは本当に山間部では大きな問題になっているので、そこをきちんと慎重にやっていただきたいなと思えます。

いつも、例えば産科がなくなるとか、耳鼻科がなくなるとか、小児科がなくなるとか、今度はそういった先生が来てくださったとか、本当に首の皮一枚的な日々を送ってしまして、震災で皆様には申し訳ないのすけれども、そういう被害といったことはあまりなかったわけで、地域のみんながそういったことに配慮して、みんな震災と闘って被害を受けた方たちは大変だから、南会津のみんなはちょっと我慢しようという雰囲気は流れています。でも、こういうのは過疎特有のものが何十年も前からあって、この医師がいないというのは本当に命にかかわることなので、増加を目指すということではなくて、きちんとした数値を入れていただきたいです。

それから、医師だけではなくて、例えば病院の内科とか外科とか、そういった専門科についても、みんな心がちょっと病んできている方も多くて、そういったところをフォローする病院が少ないのです。ですから、心のケアができるような、例えば心療内科とかそういったところがないので、心のケアといった科も加えていっていただきたいなと思えます。

小さな地域でみんな我慢をしながら、昔から我慢をしながら生活をしているような地域ではあるのすけれども、今回の震災については、浜の皆さんが大変な思いをしているから、おらたちは我慢すっぺな、というような心が伝わってくるのです。でも、やっぱりその中で、若い人たちは結婚もできなくて、職もなくて、一日じゅう家の中にいて、月の収入が3万だ、2万だと、そんなことでは生活できないし結婚もできない。結婚もできなければ子どもも増えないので、その辺の手だてが、被災地ではないのだけれども、もう少し丁寧な手だてをしていただければと思えます。

もう一つが、同じ資料の2ページなのですけれども、6番の独身男女の出会いを支援するイベントの開催件数、これも「増加を目指す」になっているのすけれども、

やっぱり出会いの場がなくて、みんな農家の長男や長女でひとり者の独身者がものすごく多いのですが、なかなか出会えない。また、地域も小さいので、ちょっと出会ってしまうと失敗は許されないという重荷もあって、なかなかうまくいけません。イベント企画といっても予算の関係もあったり、こと軽いような状況に見られがちなのですけれども、やっぱり人と人が出会わなければ家族もできないし、家族ができなければ、やはり子どもも増えていかないのではないかと思います。ですから、この辺は大事なことだと私は思っています。こういうイベントにもう少し、お祭り騒ぎではなくて、きちんと取り組む必要があるのではないかなと思います。夫婦の仲のいい姿をちゃんと見てもらえるような、結婚して幸せなんだなと思えるような部分をすごく見せてくれるような社会になればいいなと思います。

最後に、渡邊さんがおっしゃっていたいろいろなかわいそうな状況があるということ、私はすごくよくわかります。

以上です。

ありがとうございます。

主に、この指標案でいうと、今のページからいうと、6ページの33なのですが、これについて何かコメントはございましょうか。

まず最初に指標の過疎地域における医師数関係でございます。「増加を目指す」という形で書かせていただいているところでございますが、確かに過疎地域、特に会津地方を中心に医師不足、絶対数が医師不足、さらには小児科、あるいは産婦人科、特定の診療科の医師が不足しているという部分については、まさに震災前からの大きな課題でございました。さらに今回の震災等々の中で、浜通り、特に相双地域の中で、今、医師が減少しているというふうなところで、まさに緊急の対策をしなければならないというところでございます。

そういう状況の中で、今、中長期的なものと短期的なものという部分に分けて、中長期的なものとしたしましては、医科大学の定員を増加させたり、さらには就学資金を貸与したり、あるいは臨床研修のドクターを増やすというような形での中長期的な対策を実施しております。

一方では、短期的なものとしたしましては、まさにその地域に医師を派遣するという状況の中で、県立の医科大学、さらには県外の大学のほうからも寄付講座等々の中で医師を派遣しておるところでございしますが、ただ一方では、なかなか今の状況に対応できていないという部分も確かなものでございますので、今回のご指摘の部分については、今回の県の総合計画、さらには、今、県のほうで検討しております県の医療計画等々の中で、より県民の皆様が安心して医療を受けていただけるような対策をその中で明示していきたいなというふうに考えております。

続きまして、6番の独身男女の出会いを支援するイベントの回数ということのご質問でございますけれども、まさにここはなかなか難しいといいますが、なかなか数字に表すことについては難しい部分なのかなと思っております。

確かに、今、少子化の時代の中で、若者が福島県で暮らしやすい、あるいはそ

鈴木会長

保健福祉部政策監

ういう出会いの場をつくるという状況の中で、今、県の事業も実施しておるとい
うところでございますが、ただ、なかなかその状況といいますか、効果等々につ
いては、この数字の中では表しづらいのかなという部分もございまして、こうい
うふうな表現をさせていただいたということでございます。

鈴木会長

ただ、子育て関係については、県の全体の施策、子育ての環境整備については
県の重点施策になっておりますので、引き続きご指摘のあったこの男女の出会い
等々の事業についても前向きに検討していきたいというふうに考えております。

多分これは地域社会全体、あるいは市町村の取組も、全部そういうほうからや
っていかないといけなくて、県だけ頑張ればいいというわけではないので難しい
課題かもしれませんが、県はそういう方向のようですので、ぜひ頑張っ
ていただきたいなと思います。

念のためお話ししますが、後半にもう一つ大きな課題があるので、総合計画の
改定素案について少し進めさせていただきます。ご発言をどうぞ。

長澤委員

発言ではございませんけれども、7回、私は部会のほうに出させていただきました
。会長の塩谷先生中心に、こちらのほうにでき上がりましたけれども、ここ
にでき上がるまでには大変な議論をいたしました。そして、渡邊さんがおっしゃ
いしましたが、いろいろ、今、福島県の中で非常な格差があるとか、いろいろな問
題提起がされましたけれども、それについても随分私は現場主義で、事務局の皆
様方と、それこそひざを交えて議論してきたという経過がございます。

それで、「人と地域」の中の に、こちらは 82 ページですけれども、「避難地
域の再生・避難者の生活支援」のところたくさん盛り込まれております。これ
は、文章はこのようになっていますけれども、この中には、委員の皆さん方のい
ろいろな思い、それから、職員の方々のさまざまな立場の思いが込められてこう
いう文章になっているということをお伝え申し上げます。

それで、もう一つですけれども、今の福島県が本当に真価を問われているとい
う状況の中で、やはり最後の、「計画の推進に当たって」というところで、部会
の中でいつももめることなのですけれども、鈴木先生もおっしゃっておられまし
たが、復興計画と総合計画とのすり合わせというものが実は非常に難しかったの
です。その辺は 231 ページに重点プロジェクトということで書かれておられて、
これを、とにかく今の福島県、待ったなしの状況の中では、このプロジェクトを
くまなく全力でやっていきたいと思います、そういう県の皆様方の言葉もありまし
て、私たち各部会の委員の方々が、そこは合意形成に至ったということをお話し
申し上げます。

野崎委員

県漁連としては、現状、福島第一の滞留水の放出が海洋への影響を大きくして
おります。そういうことで、4 - 2 の案の中の「大規模災害対策・危機管理体制」
ですが、152 ページに書かれている原子力災害対策は、今回の東日本大震災によ
って引き起こされた福島第一の災害の過程が書かれておりますが、158 ページに
対策と危機管理体制について、非常に脆弱化した福島第一を抱えている福島とし
て、その件は1個も書かれていないというのは非常に私どもとしては不安を感じ
ております。県のほうとして、脆弱化したプラントを、やはりこれは災害対策そ

	<p>れから危機管理体制において県はどのように考えて中長期の災害対策・危機管理体制を模索しているのか、脆弱化したプラントを抱えている福島としてどのような考え方があるかということをやはり1項目入れていただきたいと思っております。</p>
鈴木会長	<p>158 ページ、大規模災害、それを教訓として危機管理体制というけれども、原発災害の点について特別な課題として教訓をここに反映させるべきではないかと、そういうことですね。</p>
野崎委員	<p>特に、プラントとして脆弱化している1F（福島第一原発）を抱えて、大規模災害等でどのような避難生活を市町村に求めるのかとか、例えば、もう一度東日本大震災のような災害があった際に、中長期の計画の中には、やはり特別にその1項目は書き込んでおくのが福島の危機管理体制ではないかと思えます。</p>
鈴木会長	<p>第一原発はまだ収束しているわけではないのでそうした状況は想定されると、その危機管理についてはどうでしょうか。</p>
復興・総合計画課長	<p>委員がお話しされた第一原発の状況、危機管理体制ということでもありますけれども、154 ページの原子力災害対策の取組の方向の のところに「廃炉までの安全確保を図るとともに、緊急事態への備えを進める」ということで、特に9行目のところではありますが、「緊急事態が再発した場合に対する備えに関する取組」ということで、想定のをここに盛り込んでいるところです。文章の表現としては、安全確保を徹底するように国に求める、それから緊急事態に対する備えを万全としますという書き方ではありますが、委員がお話しされたことがここで盛り込まれているのかなと思っています。</p> <p>これに加えて、今後具体的にどうするのかというのは、ほかのものと一緒にすけれども、地域防災計画なりそういうところで盛り込まれるのかなと、原子力安全対策編というのですか、そういうところで盛り込まれるのかなと思っております。</p>
鈴木会長	<p>これを受けて、もうちょっと具体的なものを別でつくっていくということになるわけですね。</p>
野崎委員	<p>やはり、こういう福島、脆弱化したプラントを抱えている中で、大規模災害対策・危機管理体制の中に特筆されたものを県が持っていないというのは、やはりおかしいのではないかなと。確かに154 ページの記載は閲覧いたしましたけれども、より具体的に、特にその近辺の市町村等と協力するという。非常に弱い実存の原子力プラントの弱いところを抱えております。本当にあそこは脆弱だと私は思っております。その辺はやはり県としても真摯にその辺を、特に福島としては書き込んでおくべきだと思っております。</p>
生活環境部政策監	<p>生活環境部でございます。</p> <p>ただ今のご議論について、総合計画でもう少し書き込めということでしょうか。</p>
野崎委員	<p>そうですね。</p>
生活環境部政策監	<p>実は、先ほど復興・総合計画課長が申しあげましたように、並行いたしまして、私ども、3・11の初動対応についての見直しを行っておりまして、そもそもの</p>

見直しの中では、今後、近いうちにといいいますか、防災計画・原子力災害対策編の見直しも行って、防災計画そのものを変えていこうということで、そういったアクションを起こしてございます。

これは、総合計画よりも後になるということで、総合計画の中ではこういった表現ということになるかと思えますけれども、いずれにいたしましても、ご指摘の部分については私どものほうで県全体としての地域防災計画の見直しを行ってございまして、そこには原子力災害対策ということで、ご指摘の部分についても盛り込むということになってございます。

企画調整部長

今、野崎さんからご指摘の部分ですけれども、今、課長が申しあげましたように、ここの154ページのところに書いてはいるわけですが、ここの書き方として、今ご指摘がありましたように、事故が収束をしていない第一原発があるということも踏まえて、緊急事態に対応できるようなという、そういう表現にそこは直していきたいと思っております。具体的には、やはり生活環境部のほうでやっております地域防災計画、そういう見直しの中で、具体的な対応については書かせていただきたいと思えますが、総合計画としては、今ご指摘のあったようなことを踏まえて表現をつけ加えさせていただければというふうに思っております。

鈴木会長

野崎さんのご指摘は、とにかく、事故を起こして収束をしていない原発を唯一抱えている県なので、その点は明らかにしないといけないのではないですかというお話なので、今のように対応させていただくということでよろしいでしょうか。

野崎委員

よろしく申し上げます。

鈴木会長

大分時間が経過しましたがけれども、この第1の議題、総合計画の見直しについての案件を整理させていただいて収束させていただきます。

本日、皆さんのほうからご意見をいただきまして、これから今日の意見を踏まえて修正等を行います。この結果として、審議会として知事に答申をすることになっております。それは先ほどスケジュールでお示ししたとおりです。答申まで、今の予定ではおよそ1週間の時間があります。その間に、本日の意見等を踏まえて事務局のほうで、あるいは私と意見交換しながら反映させていくということでやってまいります。

それで、そういうことを前提といたしまして、本日もご提示をいただいた案を了承していただけるということをお願いしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

鈴木会長

どうもありがとうございます。

それで、繰り返しになりますが、皆さんのご意見を成案に持っていくまで事務局と検討してまいります。

なお、答申内容についてですが、今までの審議経過などを踏まえた形で行いたいと思えます。私のほうで答申文のたたき台をつくりましたので、それを配布していただけますか。それを事務局のほうから紹介してください。それを終えてからちょっと休憩に入りたいと思えます。

復興・総合計画課長

それでは、会長に作成していただいたたたき台、読み上げたいと思います。

(答申案文朗読)

福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」の見直しについて(答申)
平成 24 年 2 月 9 日付け 23 企調第 1150 号で諮問のあった総合計画の全般にわたる見直しについては、審議検討の結果、別紙「福島県総合計画改定素案」のとおり答申します。

なお、計画の推進に当たっては、以下の点に格別の配慮を払われるよう要望します。

記

1 福島県の発展を図る上で、東日本大震災や原子力災害の克服が最大の課題であることから、県は全力で復興・再生に取り組むこと。

2 本計画は、目指す将来の姿の実現に向け、県内の様々な主体がともに力を合わせて取り組んでいくための共通の指針となるものであることを踏まえ、広く計画の趣旨や内容の周知を図り、県全体で共有できるよう努めること。

3 毎年度、県の取組の成果を簡潔で分かりやすく公表して進行管理を行うなど、計画の実効性の確保に努めること。

(案文ここまで)

以上であります。

鈴木会長

最終的に修正された計画案と、それにこれを載せて答申したいということなのですが、この文案について何かご意見はありますか。

(異議なし)

鈴木会長

よろしいですか。ありがとうございました。

なお、もう一度、念のために申し上げますが、これから答申までの間、事務局と成案に至るまで協議をしてみたいと思います。その結果については、また皆さんにお知らせするようにしますので、よろしく願いいたします。

それで、今日の議事の第 1 番目が終了いたしました。今、3 時 20 分少し前ですが、3 時半まで休憩を入れましょう。3 時半から再開します。

(休 憩)

(再 開)

鈴木会長

それでは、後半の部を再開させていただきます。

議事の 2 番目であります「福島県国土利用計画の見直し等について」、この国土利用計画及び土地利用基本計画の見直しにつきましては、9 月 6 日の総合計画審議会におきまして、第 3 回の部会までの検討内容を概要案としてご報告をさせていただきました。本日は、国土利用計画につきましては、その後の検討部会での意見、市町村や県庁内の意見などを踏まえて文章化したものを中間整理案としてご提示いたします。また、土地利用基本計画につきましては、国土利用計画との整合性を図りながら文章化したものを、これも中間整理案としてご提示しま

す。今日は2つの資料がありますので、それらについて事務局のほうから説明がありますので、ご審議をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

事務局の土地・水調整課、高橋と申します。よろしくをお願いいたします。

まず、お手元の資料5によりまして説明させていただきます。これまでの審議経過と今後の予定についてご説明させていただきたいと思っております。

今、会長からご案内がありましたように、検討部会を、5月、7月、8月に開催しまして、9月6日の総合計画審議会に2つの計画の概要について報告し、審議いただきました。10月30日の第4回検討部会において中間整理素案として審議いただきまして、今回、中間整理案として提示させていただいております。

検討部会では、いわきにおける復興拠点の取組などの原発被災町村の支援に向けた新たな土地利用への対応とか、森林再生の取組、あるいは土地利用転換プロセスへの住民参加といった視点からご意見をいただいております。また、市町村からも復興のための積極的な土地利用や除染を推進するための土地利用などについて意見をいただいております。今回の中間整理案に反映させていただきました。

今後の予定ですけれども、パブリックコメント、市町村と国への意見照会、こういった手続きを踏まえまして、来年1月に検討部会と審議会でご審議をいただきまして答申をいただきたいと思いますと考えております。なお、最終案を県議会の2月定例会に提案する予定でございます。

2ページ目をご覧ください。参考ということで全体のスケジュールを表にしたものです。参考にいただければと思います。

3ページ目の参考ですけれども、今回の2つの計画の位置づけについて、改めて説明させていただきます。

国土利用計画は、国土利用に関する行政上の指針となる計画でありまして、全国計画、都道府県計画、市町村計画から構成されております。都道府県計画は全国計画を、市町村計画は都道府県計画を基本として策定することとされております。

現在の全国計画は平成20年の7月に閣議決定されておりまして、目標年次を平成29年としております。県計画は、この全国計画を基本としまして、平成22年12月に第五次計画ということで議会の議決をいただいた計画です。今回、東日本大震災と原子力災害を踏まえまして、新たな総合計画と復興計画などに基づき見直し作業を行っているところでございます。

土地利用基本計画は、全国計画と県計画を基本として、福島県の区域について総合的・計画的な土地利用を図るため、都市地域、農業地域などの五地域の範囲を定め、これら五地域の土地利用を調整する計画であります。

土地利用基本計画には、計画図と計画書がございますが、今回は計画書の見直しということでありまして。なお、計画図は必要の都度、随時変更しておりまして、今回、その他ということで報告いたします件も、この計画図の随時見直しということになります。今回は計画書のほうの見直しということになります。

続きまして、資料6を見ていただきたいと思いますのですが、これは前回の審議会でお示

した概要図でございますが、これは国土利用計画と土地利用基本計画の概要がわかるものでございますので、全体構成の確認のために今回つけさせていただきます。

中間整理案の説明は資料7で説明させていただきたいと思っております。資料7をご覧ください。

これが、「福島県国土利用計画（第五次）見直し中間整理案」です。下線部が今回見直して記載を変更した部分です。見直しの主な項目を説明させていただきます。

表紙と目次をめぐっていただきまして、1ページ目をご覧ください。「前文」の冒頭に震災と原発災害を踏まえまして見直すことを記載しております。

2ページ目をご覧ください。27行目からでございますが、「2 県土利用をめぐる基本的条件の変化」の項目に、新たに（1）といたしまして、東日本大震災や原子力災害などが県土利用に与えた影響の項目を設けました。その下の（2）に人口減少と少子高齢化の進行ということですが、これも震災と原発災害などの影響による若い世代を中心とした県外への人口流出の懸念を加えております。

次のページに移りまして、3ページ、（3）産業構造の変化には、県内の多くの産業が広範囲に被害を受けていること、新たな産業創出・振興が求められていることなどを書き加えました。

5ページに飛んでいただきたいと思います。このページは、前のページの「3 県土利用の現状」とゴシックで書いてあるところがございますが、その続きでございます。5ページの32行目からは、地震・津波災害、原子力災害を記載しております。そういった項目について書かせていただきました。この続きのページということで、6ページのほうには、4行目からでございますが、豪雨災害を記載しております。

同じページ、6ページでございますが、「4 県土利用の課題」におきまして、（1）として、これは23行目からになりますけれども、復旧・復興・再生へ向けた土地利用の項目を設けまして、復旧・復興・再生の早期実現、除染の推進などが課題となっていることを加えております。34行目からの（2）につきましては、災害による人口流出が土地需要減少に拍車をかけることを記載しております。

隣のページ、7ページでございますが、（3）県土の安全性の確保の項目では、震災による地震や津波被害、豪雨災害、原子力災害の対応が必要となっていることを記載しております。下線部のところを中心に見ていただければと思います。

続きまして9ページをご覧ください。第2章でございますけれども、この章は、これまでの章、第1章が「現状と課題」という章でございますけれども、第2章は「県土利用の基本構想」を提示する章になっております。

まず、1の「県土利用の基本理念」というところでございますが、ここに、迅速な復旧・復興・再生のための土地利用を推進し、県土利用の回復とさらなる県土発展を目指すことを明記しております。7～8行目あたりになります。

次の2の「県土利用の基本方針」でございますけれども、これまでは4項目の中身でございましたけれども、1項目加えまして(1)といたしまして復旧・復興・再生のための土地利用という項目を加えております。土地利用の量的調整、土地利用の質的向上、そういったものを総合的に配慮しながら取り組むこと、新たな土地利用に対しては無秩序な市街地拡大と拡散の抑制を基本としつつ、効果的な土地利用を推進すること、放射性物質による汚染状況、避難指示解除などの状況、避難地域住民の帰還の状況などを踏まえた的確な土地利用を推進することなどを盛り込んでおります。

次に11ページに移らせていただきます。11ページ4行目からでございますが、「3 県土利用の基本方向」でございます。冒頭の部分に復旧・復興・再生と除染の取組が重要であることを加えまして、それ以降の(1)が地域類型別、その後(2)として利用区分別という項目が出てまいります。これは地目的なものを書いてございますが、それぞれの項目に必要な記載を追加しております。特に、都市、同じページの18行でございますけれども、その中に37行目でございますけれども、特に被害の大きかった地域における新しい土地需要、そういったものについて取組を追加記載しております。飛んでいただきまして地域類型別と利用区分別の項目に下線部分が加わっているということでございまして、次に16ページに飛んでいただきまして、14行目の項目でございますが、低未利用地という項目がございます。20行目からになります。農用地への復元が困難な耕作放棄地については、農山村の健全な発展と調和を図りつつ、森林への転換や再生可能エネルギー発電設備の整備など農業以外の利活用を図るということを記載いたしました。

同じページの下部分、第3章が始まるわけですが、「県土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要」が始まります。(1)では目標年次が平成32年であることを記載しました。(2)では想定人口の項目になっておりますけれども、現在、規模の目標の値とともに調整しておりまして、総合計画のシナリオA、緩やかな人口減少を念頭に作業を進めております。

隣のページに移りまして、表の部分になります。県土の利用区分ごとの規模の目標の表でございますが、基準年を平成20年から平成22年へ変更しておりますので、数値を変更しております。目標年次の平成32年の数値は、現在、関係部局と調整しておりまして、今回は文言で記入させていただきました。次回、1月に予定しております審議会で数値を提示したいと考えております。

農用地、森林、原野などにつきましては、今後の傾向を推計して設定いたします。その下の水面・河川・水路、道路、宅地については現在進行中の復興への取組を極力反映し、設定したいと考えております。今後、河川、道路、宅地、そういった点については、復興需要ということもございまして、いろいろなインフラ整備もございまして、そういった取組を盛り込むと。その関係もございまして、若干、農用地、森林等についてはそういった部分にも係ってくるだろうということで、今、推計しております。

次に18ページからは、「2 地域別の概要」というページでございますが、こ

これは七つの生活圏ごとの地域別の実情を震災や原発災害を踏まえて記載させていただきました。七つの地域について、18、19、20、21の上のほうまで続いております。

次に21ページとなりますけれども、第4章「計画を実現するために必要な措置の概要」となります。この章は、第2章で基本理念と基本方針などを提示しまして、第3章では規模の目標の設定ということを行いましたけれども、そういったことを踏まえまして、震災と原発災害からの県土回復とさらなる発展に必要な措置を盛り込んでおります。

まず、冒頭に1ということで、復旧・復興・再生の実現に向けた土地利用の推進という新たな項目を設けました。津波災害と原子力災害について、さらには県土全般における復旧・復興・再生に向けて必要となる制度利用とか各種事業の推進などを盛り込んでおります。

復興への取組につきましては、先ほど申し上げましたが、現在進行中ですので、今後とも県民共通理解のもとに進めていくべき県土利用の方向性について、今後、極力反映して盛り込んでいきたいと考えております。そういったものはこの項目で書き込んでいきたいということでございます。

次に、25ページをご覧ください。13行目の「4 災害に強い県土づくり」の項目です。この項目は前回の第五次改定の際に新たに設けた項目となっております。今回の震災を受け内容を補強させていただきました。

次に、27ページをご覧ください。27行目、「6 地域整備施策の推進」の項目です。これまでの中には、広域的な連携・交流、特色ある地域づくりといった項目で、地域間交流、特に都市と農山漁村との交流を中心とした内容となっておりますけれども、今回、次のページの28ページを見ていただきたいのですが、次のページの5行目、新たな項目を設けております。地域産業の再生・活性化による地域活力の向上というような中身を新しい項目として盛り込んでおります。

同じ14行目からですが、7ということで、「県土利用の総合的マネジメントの推進」という新たな項目をつけ加えているので説明させていただきたいのですが、この項目は、地域の実情に即した土地利用を進める上で、住民参加の手法が重要であること、県土管理にあたっては、土地所有者だけではなくて、多様な主体の参加が求められることを内容とする項目でございます。これは前回の第五次の改定のときに新たに加わった項目です。今回、23行目に、土地利用調整計画が住民参加のもと、地域の実情に合った土地利用を進める上で有効な手法であることを加えさせていただきました。

次のページ、29ページの15行目をご覧ください。3)原子力災害に対応した総合的マネジメントという項目を今回新たに設けております。この項目は、地域住民や行政、関係機関などが情報共有し合意形成を図ることによって問題を解決していくという総合的マネジメントの手法が原子力災害の対応において有効であると考えられますので、新たに追加したものです。こうした手続きを踏まえまして、原子力災害に係る県土利用・県土管理の県全体の方向性とい

うものを出していこうという手続きの部分でございます。

最後になりますが、9の「計画の進行管理」の一番最後の行ということで、次のページ、30ページになりますけれども、2行目に追加記載した内容は、これまで実施してきた県土利用の現況把握作業の中に、放射性物質による汚染からの環境回復状況を含め、汚染の状況や当面利用が困難な土地の状況などを定期的に確認していこうという項目を入れさせていただきました。

以上が国土利用計画の中間整理案です。

次に、資料8をご覧ください。「福島県土地利用計画書の中間整理案」についてご説明いたします。

まず、表紙の裏の目次をご覧ください。土地利用基本計画の計画書は大きく2部構成でできておりまして、1の土地利用の基本方向と、2の五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針から成っております。

1の(1)土地利用の基本方向と、1の(2)地域類型別の土地利用の基本方向、これは国土利用計画の第2章「県土利用の基本構想」の基本理念と基本方針、基本方向から持ってきております。1の(3)は土地利用の原則となっておりますが、国土利用計画で都市地域などの五地域について本計画に規定することが定められている項目となっております。五つの地域に係る都市計画などの個別規制法の枠組みに変更がございません。今回見直す分はないということになっております。

2の(1)五地域が重複する地域の優先順位、誘導の方向などを記載する部分ですけれども、この部分についてもそれぞれの地域に係る個別規制法の枠組みに変更はございませんので、見直す分はございません。

(2)の、特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項におきましては、今回、復興特区制度の中に利用できる制度がございますので、本計画にこの部分を明記し、活用していきたいと考えております。

本文を見ていただきますと、1ページからずっと線を引いてございますが、これは国土利用計画のほうから持ってきておりまして、重複いたしますので説明を省かせていただきます。1ページから4ページまでが同じような項目をここに引用させていただいているということでございます。

4ページの半ばから7ページまで、ずっと線は引いてございませんけれども、ここは改定の部分ではございません。

7ページに行きまして、7ページの43行からは、特に土地利用の調整が必要と認められる地域ということでございますが、復興特区制度の部分を引用した部分ということでございます。復興特区制度には、復興推進計画、復興整備計画、復興交付金事業計画の3つの制度がございますけれども、その中の復興整備計画の部分で利用させていただこうという部分でございます。50行から読みますと、「個別規制法による許認可、ゾーニングの変更などの事項を、該当する市町村が単独又は県と共同して作成する復興整備計画に記載し、該当市町村、国、県などの関係者が一堂に会した復興整備協議会において協議、同意を得ることにより、

個別規制法の手続をワンストップで処理することができる」という部分でございます。

8 ページ 7 行目には、第 1 号地域ということで津波被災地、第 2 号地域は原子力災害被災地、第 3 号地域は、それらと密接な関係のある地域、第 4 号地域は液化状と崩落の被害のあった地域となっております。こうした手続きを積極的に活用して迅速な復興事業の推進に役立てていきたいと考えております。

以上、国土利用計画と土地利用基本計画の中間整理案です。よろしくお願いいたします。

鈴木会長

ありがとうございました。

今日は、先ほどの総合計画の取り扱いと違って、皆さんからご質問、ご意見を承って、1 月でしたか、総合計画審議会に最終案を提出するという段階ですので、今日は皆さんのご意見をお聞きするという事です。何かご質問やご意見があればお願いします。

瀬谷委員

商工会議所の山田と申します。

(代理：山田様)

一点だけお尋ねしたいのですが、資料 7 の 9 ページ、第 2 章「県土利用の基本構想」とありまして、その 2 番に県土利用の基本方針(1)(2)、特に(2)の土地需要の量的調整というふうになっているわけです。従来は、これはこの通りだと思います。

今はどういうことが起きているかという、特に被災された皆さんがそれぞれの地域で被災住宅に入られて大変なつらい思いをされていまして、一刻も早くそういう環境を解消しなければならないのだというふうを考えるわけです。そのときに、いわゆる国、県も含めて、わからないですけども、仮の町構想だとかそういう話が縷々出てきているわけです。

例えば、福島市の状況などもいろいろ聞いてみると、今ここに 7,000 人ぐらいの被災された方が被災住宅に入られているわけです。恐らく一刻も早く戻りたいであろうし、あるいは、その戻ることが不可能であるとすれば、ほかに自分の居住地を構えなければいけないという、そういう差し迫った課題がいろいろ目前に迫ってきているという感じがしています。

そのとき、この土地利用を考えてみたときに、従来なら土地需要の量的はこれでいいのですけれども、そういう被災された皆さん方がそれぞれの地域で非常につらい思いをされながらそこに住まわれているというときに、一刻も早くその居住環境をいかにして整備していくか、これも大きな実は行政の役割でもあるし、あるいは民間の役割でもあるのだろうという感じがします。

ここで、非常にどうしても足かせになるのは、土地利用の例えば調整区域ですと、特に農地等ではなかなか開発は厳しい部分があります。ここにうたっているとおり良好な市街地の形成云々というのは、まさにこのとおりで間違いありません。ただ、ここに至って、福島県はこういう従来環境とは違うということを考えてときに、土地利用をどういうふうに見ていくのかということ、県として、ここに書いてあるのはこのとおりで構わないのですが、もろもろこれから被災された方が、とにかく自分の将来、居住地を決めていくときの土地利用というのは

鈴木会長
土地・水調整課長

非常に大きなテーマなのだろうというふうな感じがするものですから、何かもしお考えがあれば、ぜひお聞きかせたいということです。その一点だけです。

事務局、いかがでしょうか。復興特措法との関係があるのでしょうか。

今、委員からご意見をいただきました点、全くそのとおりだと思います。福島県の置かれた非常事態、まさしく今お話のあったとおりだと私のほうでも考えております。

検討部会でも、今お話の出ました件が非常に大きなテーマだということで、話題というのですか、意見をいただきました。それについて、項目としても最大に重要なテーマであるということと、津波被災地については仕組みとしてはある程度めどが立ちつつあるということと、ただ、原発の部分についてはこれからだろうという話があって、今お話のあった部分についてもお話が出ました。特にいわきの復興拠点というようなところもお話が出ました。

その中でお答えさせていただきましたが、この計画で考えておりますのは、そういった意味での新しい土地需要、これは2の(1)の上の項目でございますけれども、(1)のところに「復旧・復興・再生のための土地利用」ということを新しく設けさせていただきました。検討部会での話を踏まえまして、第二段落のところ、「特に被害の大きかった地域における復旧・復興・再生のための新たな土地需要に対しては、無秩序な市街地拡大と拡散の抑制を基本としつつ、効果的な土地利用を推進する」という項目を新たに、入れさせていただいたということでございます。

そういう意味で、新たな復興需要、今お話のあったような部分については、これまでの考えを基本としつつも、最大限重視して、そういった点を考慮して土地利用をしていかなければならないだろうということで入れさせていただきました。

ただ、それをやっていくについても、これまでの土地需要に対する状況は、人口減に伴って市街地に利用されない低未利用地が所々出てきている。あるいは、耕作者の目標値はいろいろございますが、全人口の減少、あるいは農業就業者の減少、そういった点を受けて耕作放棄地といったものも出てきている。そういった点も踏まえながら、都市設備については非常に資金のかかるインフラですので、コンパクトなまちづくりということはやはり必要なのだと思います。つまり、人口減のことも踏まえて効率的な社会資本整備を市街地に集中投下して、その周辺にある程度コンパクトに住んで快適な生活を維持していくというような考え方がございます。そういった点も考慮しつつというのが第五次の大きな柱でございますが、今回の非常時を踏まえて、そういったものについては、前の前提を置きながら、そういった非常時対応の部分を考えていきたいということで、検討部会でも議論いたしましたし、今回もそういう形で整理させていただいたということでございます。

瀬谷委員（山田様）

わかりました。ただ、いろいろと検討しますと時間がかかるのです。未来に係る部分ではあるわけなのですが、その時間がかかるということが、前段で

申し上げましたように、被災地の方々が自分のこれからの将来を設定するときの判断として、非常にまたそれは困ってしまう問題が出ると。したがって、少なからず個人個人の判断は構わないのでしょうけれども、まとまってある一定のエリアの中で自分たちの居住環境を持ちたいというときには、なかなかやはり市街化区域ですと厳しい部分があって、それは調整区域ですと比較的そのエリアは確保しやすい。しかし、調整区域であるために今のような問題が起きている。ですから、この問題は非常に複雑な問題ではあるのですけれども、時間をかければかけるほど被災者の方のいわゆる住環境に課題がよりいっそう重くのしかかってくるということがあるものですから、この辺は県としても積極的に将来の方向というものを確保しながら、市町村の意見、あるいはそれぞれの地域の状況なども情報発信していただくことが必要なのだろうという感じがするものですから、よろしく願いいたします。意見だけです。

鈴木会長

わかりました。

ほかに何かございますか。

國井委員

これは情報なのですが、県の担当者の皆さん方にぜひともひとつよろしくお願いしたいということです。

限られた地域の問題なのですが、「公共交通機関利用者数」と書いてあって「増加を目指す」と書いてありますけれども、これは増加を目指すにはどうしたらいいかということなのですが、今、JRの新幹線がございまして、在来線が必ず郡山でとまって、郡山で30分過ぎないと福島に来ない、これは全部そうなのです。在来線を使って1時間20分で来るのに、郡山に30分いないと通れない。それで、福島に県庁に来ているパートの女の人から言われたのですが、どうして郡山で30分止まっているのですかと。私は給料が安いからどうしても在来線で通わなければならないということで、やはり本当に必要な人のためのJRでなくてはならないと思うので、白河と福島は、数的には在来線が少ないですが、これは当然、乗客が増え、また在来線の駅も乗り降りが多くなると商工業も潤うということになるので、JRのためのような感じがします。郡山で全部止めてしまって、白河から来ると、郡山で30分待っていないと福島に来られないということになっていますので、これは、時間改正のときには、在来線というのは、福島と白河は直通で来るような形にさせていただく、それをやっていただきたいと思います。今の駅のことだけお願いします。

鈴木会長

国土利用計画に関係があるかどうか、とりあえずお願いします。JRのほうの関係はどのように。

國井委員

要するに、こういうふうにしたいのだったらこうすればいいと、私は逆に教えているようなものですから。そうすればお客が増えるのだと、増やすのには。

土地・水調整課長

県といたしましても、高速交通ネットワークの整備が課題となっております。そういう意味で、県が発展するにはそういったインフラを整備し、非常に便利な県土にしていくというのは県の目標になっておりますので、関係部局も来ておりますが、県の取組姿勢という意味では貴重なご意見ということでお伺いいたします。

早矢仕委員

私のほうからも土地のことについて強くお願いしたいというのは、私は今現在いわきのほうに避難しております。ただ、いわきのほうは今、不動産が大変なことになっておりまして、本当に、何というのでしょうか、競争です。それで、皆さん手当たり次第に不動産屋さんも売ってはいけないような土地まで売っているような現状なのです。

ただ、私の目から言わせていただくと、私は高齢者を抱えていました。まず、避難したときに何をどうするかと考えたときに、年寄りをどこにどういうふうに着かせるかということ考えたのです。まず自分のうちをつくらなければいけないとなったときに、市街化調整区域になっていて、土地を買ってもうちをつくれぬのです。津波で被災した人たちはうちをつくられても、そこに原発の被害者というのは入っていませんでした。それで、不動産屋を本当に何十軒回ったかわからないのです。それでもだめで現在に至っているのですけれども、なぜスピード感を持っていただきたいかということを強く言うのは、高齢者は環境が変わったせいで痴呆になってしまうのです。それとの関係というのを本当に切に訴えたい状況なのです。私も母を抱えていてそういう状況に来ているのですけれども、うちだけではないです。仮設に入っている人たちはまだつながりがあるからいいのですけれども、借上で孤立化してしまうと、どんどん、どんどんそれが進んでくるのです。皆さんやっぱり高齢者を抱えている人は、今、土地を必死になって探しているのですけれども、この異常な震災にもかかわらず、条例化を考えていないということが私はすごく情けないなと思っています。だから、もうちょっとスピード感を持って、高齢者の痴呆症との関連も考えていただいて、スピード感を持って対応していただきたいというのは、強く今日は言いたいなと思っていました。お願いいたします。

鈴木会長

市街化調整区域の土地取引がどんどん行われているのですか。それは、土地を売る人は、ここに家が建ちますよとって売るのでですか。

早矢仕委員

その辺はちょっとあれなのですけれども、不動産屋さんに行くと、下のほうに文が入っているのです。うちを建てるのはちょっと難しいかもしれませんが、みたいな、では何で売のかなというようなことなのですけれども、そこを見ていない人は走ってしまいます。不動産屋に行って、うちをつくる時には気をつけてねみたいのところも、そういうようなところもあるのです。

中古住宅を買うにしても、震災においてひびが入っていますから考えて使ってくださいみたいなことが下の文章に入っているのです。でも、私たちはうちが欲しいので、必死になって不動産を見るのですけれども、こういうまで売るのがというのが現実なのです。

だからその辺、いわきのほうに行くと、事例を挙げて申し訳ないのですけれども、中央台のほうは当初はすいていたのですけれども、中央台は今は満杯です。そうすると、今度、今は何が問題視されているかということ、最初に建てた人たちと、避難して後から来た人たちのコミュニケーションというのですか、それがこれからどんどん問題化してくると思います。この辺も、急速にばたばたとうちが建ってしまうということがすごく怖いなと思いつつも、その辺をうまく調

土地・水調整課長

整していかないと、うちは建ったはいいいけれども、問題が起きて、その問題がい
いふうになればいいけれども、だんだん悪化してくるということもあるので、そ
の調整というのも必要なのではないかと思うのです。その辺はいかがでしょう
か。

今のお話でございますが、土地・水調整課は地価調査というものをやっており
まして、それぞれの方部の状況、不動産鑑定士の方に土地の値段を鑑定してい
たきながら、地価の基準値、土地の値段、そういったものを調査しております。

その中で、県全体としては土地の値段は下がっており、いわきも下がっている。
ただ、ほかの地域に比べれば土地の値段の下がり方が低くなってきたというこ
とで、つまり、いわきが、今、委員からお話があったような需要があるというこ
を確認しております。

その中では、比較的手の届きそうな値段の土地についてはほぼなくて、その上
のランクの土地については今後というような状況だったというふうに記憶して
おりますけれども、そういう状況に今いわきがあるのだらうと考えております。

その中で、原発災害の被災された方々の住むところがいわきに集中してきてい
るのではないかという話もございます。いわきの場合は、津波被災の部分と原発
被災の方々に希望が多いという部分で、そういった意味で、今のような状況にな
っていると考えられます。

それをどういう形で復興に向けて取り組んでいくかという方向ですけれども、
津波災害ですと、津波で被災を受けたところが災害危険区域ということで居住制
限、そのかわりに集団移転ということで、今、盛んに集団移転事業とか災害公営
住宅、そういったものに取り組んでいるという状況です。

原発災害につきましては、どういった形でどういった地区に住んでいくかとい
う方向性、今、盛んにそれぞれの市町村で話し合われておりまして、その方向性
が見えてくればある程度どういう形でまとまってということの議論が出てくる
のかなと思います。ただ、そこまでまだ至っていないというのが現状かなとい
うことでございます。津波被災地については大分道筋がついてきたけれども、原発
災害についてはまだその道筋がついていないので、極力それを進めることが必要
かなと考えております。

県の今の動きとしては、住まいというのは命のとりでといわれますので、そう
いったものをいかに確保するかが課題となっています。本来ですと道筋がついて
からいろいろ準備するのですが、現段階で話がついていない部分もございま
すが、今回、県営住宅という形で、見切り発車のような形ですけれども、500
戸整備しようということで着手するということになります。県としても原発被災
の方々が住む住居をいかに早く確保するかというのは大きな課題だと考えてお
りますし、それに向けた土地利用についてもスムーズにいくように、津波被害の
ほうは比較的スムーズになってきましたので、そうなるような形の取組を県とし
てもやっていきたいと考えています。

鈴木会長

今日、部会の中で議論した結果を、一応中間のまとめとして皆さんにお示しし
て、時間が大分経過したので、少し収束の方向で皆さんに言っていますけれども、

土地・水調整課長
鈴木会長

もし機会があれば、今日の前案を見て、さらにこれは修正してくれないだろうかというご意見があれば事務局のほうにお寄せする時間はありますか、ありませんか。

ございます。

ありますか。これまでよくとっていた方法なのですけれども、今日の議論はちょっと足りないかもしれません。部会としては、この原発災害を含めた東日本大震災を受けて、今までの土地利用計画と全く違う発想をこの中に入れたいといけないというつもりではいますけれども、しかし、さりとて無政府状態になるわけにいかないの、そのこの部分の両立というのでしょうか、調整にいろいろ腐心したということがあります。今のようなご意見が出てきますので、次回もう一度部会を開きますし、総合計画審議会まで時間がありますので、事務局のほうにご意見をお寄せいただければありがたい。部会の中で再度検討させていただく、こういう扱いにさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

鈴木会長

すみませんが、ぜひそのような方向でお願いいたします。

それで、この質疑応答については一応区切らせていただいて、議事の3番目の「その他」に移りましょう。事務局から何かございますか。

その前に、審議会のメンバーの意見を引き受けるときに、時間的にいつごろまでかということをお示ししていただけませんか。

土地・水調整課長

この審議会が終わった後にパブリックコメント等がございますので、少し時間が無いのですが、1週間程度いただければ。来週の19日、月曜日ということで、よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項が1件ということでお願いいたします。時間が押しておりますので、簡単に説明したいと思います。

その他の報告事項といたしまして、「復興特区制度による土地利用基本計画の一部変更について」ご報告いたします。参考資料ということでお手元にお届けしております。

前回も同じ案件でございましたので簡単に説明させていただきますが、1番目の復興特区制度の概要でございますが、ここに書いてございますように、復興推進計画、復興整備計画、復興交付金事業計画の復興整備計画に係るものであるということでございます。

2番目の復興特区制度の土地利用基本計画の変更手続きということで、(1)が通常ですが、今回は(2)の特例ということでございます。今回の案件は、裏のページを見ていただきますと、新地町の復興特区制度による土地利用基本計画の一部変更ということで、(1)新地森林地域の縮小案件でございます。

ここに書いてございます から までの地域、トータルで9haについての縮小ということで、9月20日の第2回新地町復興整備協議会で協議されまして、土地利用基本計画が変更されたということでございます。この協議会には会長も構成員ということになっておりますので、この復興整備協議会で変更が決まったということでございます。正確な手続きは9月25日の公表をもってみなされると

ということでございます。

次のページに行きまして、3ページでございますが、ここに書いてございます森林地域9haが減少しますという中身でございます。これは、新地町の防災集団移転促進事業、今ほど私が説明いたしました件ということで、裏のページを見ていただきますと、4ページですが、緑色のところが森林地域なわけですが、黄色の部分4カ所について森林を縮小しますということです。理由は、防災集団移転促進事業、新地町は7カ所でございますが、そのうち4カ所について森林を減少して防災集団移転促進事業の宅地を開発するという計画でございます。

こういった形で、津波被災地につきましては事業が進んでおりまして、避難されている方々の住宅を建てていくという事業が進行しています。

以上です。よろしくお願いいたします。

何かご質問はございましょうか。津波被災地域の方々が災害危険区域等で建物が建てられない、移転するとなると、もちろん個別規制法、都市計画法絡み、あるいは農地法絡み、土地利用基本計画との絡みが出てきます。それをワンストップで復興整備協議会等で決めてしまおうというのが復興特区制度であります。それで、新地町はそういうところが何カ所かありますが、そういうワンストップで土地利用を変えていくという事例です。よろしいですか。それでは、その他は報告事項なので、これで終わらせていただきます。

本日の議事はこれで終わらせていただきます。私の進行がまずかったせいか、30分ぐらい予定よりオーバーしてしまいました。申し訳ありません。本日の議事はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

あとは事務局のほうにお返しします。

< 閉 会 >

以上をもちまして、福島県総合計画審議会を終了します。

本日は誠にありがとうございました。

(以 上)

鈴木会長

司 会